

平成 2 5 年 度

# 財政援助団体監査報告書

公益財団法人 小金井市体育協会

特定非営利活動法人 黄金井倶楽部

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 4 号

平成 26 年 4 月 25 日

小 金 井 市 長 稲 葉 孝 彦 様

小 金 井 市 議 会 議 員 篠 原 ひろし 様

小 金 井 市 教 育 委 員 会 委 員 長 鮎 川 志 津 子 様

小 金 井 市 監 査 委 員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 宮 下 誠

平成 25 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 25 年度財政援助団体の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 12 項の規定により通知願います。

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

#### (1) 公益財団法人 小金井市体育協会

補助金：小金井市体育協会補助金

主管課：生涯学習部生涯学習課

#### (2) 特定非営利活動法人 黄金井倶楽部

補助金：黄金井倶楽部補助金

主管課：生涯学習部生涯学習課

### 3 監査の範囲

平成25年度の小金井市補助金等の支出に係るものを中心とし、必要に応じてその前後とした。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

#### (1) 主管課

ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の条件の内容は明確か。

エ 補助金等の額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。

また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。

オ 補助金等の効果及び履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と主管課へ提出した補助金等の交付申請

書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 補助金を理由なく繰り越していないか。

オ 出納関係帳票の整理、記帳は適正か。また、受領書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 5 監査期間

平成25年11月29日から平成26年2月20日

<実施年月日等>

実施年月日	時間	監査の対象	場所
平成26年 2月19日(水)	10:00~12:00	公益財団法人 小金井市体育協会	現地
平成26年 2月19日(水)	13:10~14:10	生涯学習課	監査委員室
平成26年 2月20日(木)	10:00~12:00	特定非営利活動法人 黄金井倶楽部	現地
平成26年 2月20日(木)	13:10~14:10	生涯学習課	監査委員室

## 第2 監査の結果

### 1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

### 2 検討要望事項等

#### (1) 公益財団法人 小金井市体育協会（主管課：生涯学習課）

##### ア 賃金規程の整備について

賃金については、公益財団法人 小金井市体育協会（以下「体育協会」という。）の賃金規程第6条の基本給の規定において、月給とし本人の経験、技能、勤務内容を勘案し協会が決定するとなっている。

当該規定以外において、明確に実額を規定したものはなく、別表等でも規定していない。本来、給料を支給する際には、規定等で額を明定すべきである。

また、同第13条において賞与について規定されているところだが、同様に賞与の支給根拠についても不明確なものとなっている。

通勤手当については、賃金規程第8条で規定しているが、居住地域の区分に従って月額2,000円、月額4,000円、月額8,000円となっている。しかし、職員の通勤については、職員の居住地によって、交通機関の定期券等の経費は職員個々の金額となり、実態とはかけ離れたものとなっている。

また、小金井市の職員の給与に関する条例を例に挙げれば、税法上の非課税規定を考慮し、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものは、支給しないこととなっているが、体育協会では規定されていない。

以上賃金規程については、給料、賞与の支給額の明確化及び通勤手当の整備等、総合的な見直しを要望する。

イ 事業実績報告書について

小金井市体育協会補助金交付要綱の第12条で報告期限は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から60日以内と規定されている。今回監査対象とした平成24年度の事業実績報告書は平成25年5月24日提出となっており、正当である。しかし、監査報告書の日付は平成25年6月7日となっており、実績報告書の提出以前になされるべきものであり、提出された時点では、保証行為が確保されていないことは問題である。

実績報告書の提出以前に監査を実施することについては、事業者にとって困難であることは認められないので、適切な対応を求める。

(2) 特定非営利活動法人 黄金井倶楽部（主管課：生涯学習課）

ア 補助金交付申請書の添付書類について

今回の監査対象は平成24年度の補助金であり、交付申請は平成23年10月10日になされていた。黄金井倶楽部補助金交付要綱第4条によれば、必要な添付書類は補助事業等計画書、収支予算書、定款、役員名簿及びその他市長が必要と認めるものとなっている。このうち収支予算書については、添付がない状況となっていた。要綱上の規定を満たしていないことについて、担当課からは明確な説明はなかった。担当課は当該団体には手続の説明を確実に果たし、要綱を遵守し、適正な交付申請事務の執行を要望する。

イ 適切な補助金申請について

補助金交付申請書と補助事業等実績報告書を比較すると、申請時に含まれていた事業が、報告時にないものがあった。担当課の説明によれば、

例えば各種教室事業のリフレッシュくらぶ分は補助金交付申請書で交付の要求があったものだが、最終的に一般会計からではなく toto 事業会計から支出したということである。このような申請方法は、事業者にとっては無計画であり、市の担当課は適切に指導すべきである。

そもそも所管官庁である東京都に提出している活動計算書や活動計算書付表を確認すれば、事業者としての特定非営利活動法人 黄金井倶楽部（以下「黄金井倶楽部」という。）全体の収入規模等は把握できるものである。toto 事業会計から最初から見込めるものは、そのように措置すべきである。黄金倶楽部の事業規模全体を正確に把握し、適切な補助金の執行を図られたい。

#### ウ 補助金における賃金の事務費補助の申請方法について

事務費補助においては、職員の賃金分について補助している。この支給根拠は、黄金井倶楽部補助金交付要綱第3条の倶楽部の管理運営に係る事務的経費である。担当課の説明によれば、補助金交付要綱の支給趣旨からすれば、事務局の人件費ということである。

実際の交付申請書の補助対象事業費の事業の内訳では、賃金として時給単価1,000円と900円について、それぞれ2人分の年間支給額が記載されている。

しかし、事務局職員の職員構成の実態としては、時給単価1,000円と時給単価900円について、それぞれ3人分を支給しているということである。

市としては、事業の全体を把握して補助金の支給について判断しているところである。しかし、このような申請書のみでは事務局の人件費の使われ方の実態は把握できず、補助額の適正性に問題が生じる可能性がある。

よって、当該団体は人件費の総額を示し、その金額によって、市が補助できるように要望する。

# 公益財団法人 小金井市体育協会

## 1 団体の概要

公益財団法人 小金井市体育協会の目的及び組織等は、次のとおりである。

### (1) 目的

小金井市における体育運動を振興して市民の体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養し、もって地域の社会文化向上発展に寄与することを目的とする。

### (2) 事業内容

- ア 体育大会、講習会、スポーツ教室、スポーツテスト、レクリエーション運動、野外活動その他体育運動に関する各種事業の実施及び小金井市のスポーツ振興事業に協力すること
- イ 体育運動の啓発、指導、宣伝及び奨励を図ることと共に競技を通して勝れた功績者の表彰
- ウ 加盟団体の強化発展ならびにスポーツ少年団の育成を図ることと共に、競技を通して勝れた者の表彰
- エ 体育運動に関する研究、調査をすること
- オ 同一目的を共有する他団体との連絡及び連携を図り、体育・スポーツ団体の向上に関すること
- カ スポーツ施設の運営、管理、維持の事業を受託すること
- キ その他目的を達成するために必要な事業
- ク 自動販売機の設置、管理に関する事業

### (3) 事業開始

昭和23年10月10日

### (4) 組織（平成26年2月1日現在）

役員として、会長1名、副会長3名、専務理事1名、監事2名が置かれ、理事会（監事を除く。）を構成する。その他、各加盟団体から1名選出された評議員33名からなる評議員会を構成する。

また、事務局を総合体育館内に置き、事務局長以下職員3名が配置されている。

平成24年度実績で、加盟団体は35団体で、賛助会員は52名25団体となっている。

## 2 団体への補助

市は、小金井市体育協会補助金交付要綱に基づき、平成24年度に915万335円の補助金を交付している。平成25年度の予算額は、975万2,000円である。

# 特定非営利活動法人 黄金井倶楽部

## 1 団体の概要

特定非営利活動法人 黄金井倶楽部の目的及び組織等は、次のとおりである。

### (1) 目的

一般市民を対象として、年齢・性別を問わず、自発的にスポーツや文化活動を楽しみ、各自の健康、体力の維持・向上を図ると共に、豊かな人間形成に努め、活動を通じて交流を密にし、豊かな生活、明るい潤いのあるまちづくりに貢献することを目的とする。

### (2) 事業内容

#### ア スポーツ振興に関する事業

- (ア) 各種スポーツサークル・教室の実施
- (イ) 各種講習会・研修会の開催
- (ウ) 青少年のスポーツ教室の開催・交流大会の実施
- (エ) 他地域とのスポーツ交流大会の実施

#### イ 健康増進に関する事業

- (ア) 各種健康サークル・教室の実施
- (イ) 各種講習会・研修会の開催
- (ウ) 体力測定会の実施
- (エ) 中高年齢者の体力増強教室の実施・支援

#### ウ 文化、芸術の振興に関する事業

- (ア) 各種文化、芸術サークル・教室の実施
- (イ) 各種講習会・研修会の開催
- (ウ) 地域文化・芸術祭の実施及び作品の展示会の開催
- (エ) 伝統文化の普及・伝承を目的とする教室の開催

#### エ スポーツ・健康・文化・芸術の啓もう・啓発を目的とした教室、及び各種イベントの開催・支援

#### オ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### (3) 事業開始

平成18年4月1日

(4) 組 織（平成25年2月1日現在）

役員として、理事長1名、副理事長1名、理事12名（うち1名がクラブマネージャー、2名がサブクラブマネージャー）、監事1名が置かれている。事務局員は、クラブマネージャー、サブクラブマネージャーを含め、8名である。

2 団体への補助

市は、黄金井倶楽部補助金交付要綱に基づき、平成24年度に222万円の補助金を交付している。平成25年度の予算額は、222万円である。